

第 4 回

越 谷 市 教 育 委 員 会 会 議 録

平成 2 7 年 3 月 2 6 日

定 例 会

平成27年第4回越谷市教育委員会会議録

招集年月日 平成27年3月26日
 招集の場所 教育委員会室
 開閉会日時 開会3月26日 午後1時30分
 閉会3月26日 午後3時43分

出席委員

委員 長	住 田 俊	委員 長 職務代理者	櫻 田 玲 子
委員	堀 川 智 子	委員	進 藤 秀 子
委員 (教育長)	吉 田 茂		
欠席委員	な し		

説明のため会議に出席した者の職氏名

教育総務部長	横 川 清	学校教育部長	野 口 久 男
教育総務部 副部長兼 生涯学習課長	斉 藤 美 子	学校教育部 参事兼 学校管理課長	日下部 行 雄
教育総務部 副参事兼 図書館長	小 林 彰 博	学校教育部 副参事兼 指導課長	五十畑 勝 己
教育総務部 副参事兼 スポーツ振興 課長	植 田 春 夫	学務課長	上 野 高 弘
教育総務課長	山 梨 一 弘	給食課長	川 村 明
生涯学習課 主幹兼 科学技術体験 センター所長	小 林 中 子	指導課主幹兼 教育センター 所長	大 西 久 雄
新方公民館長	中 村 昌 治	給食課主幹兼 第一学校給食 センター所長	坂 卷 眞 人
		指導課主幹	中 台 正 弘

職務のため会議に出席した者の職氏名

教育総務課 副主幹	渋 谷 博 之
--------------	---------

	議 事	て ん 末
議 事 状 況	教育長報告	
	・教育長専決について	
	議 案	
	・第 6 号議案 平成 2 7 年度越谷市教育行政重点施策の決定について	原案可決
	・第 7 号議案 越谷市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則制定について	原案可決
	・第 8 号議案 越谷市教育委員会会議規則の一部を改正する規則制定について	原案可決
	・第 9 号議案 越谷市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則制定について	原案可決
	・第 1 0 号議案 越谷市教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則制定について	原案可決
	・第 1 1 号議案 越谷市教育委員会公印規程の一部を改正する規則制定について	原案可決
	・第 1 2 号議案 越谷市教育委員会の権限に属する事務の専決に関する規程の一部を改正する規則制定について	原案可決
	・第 1 3 号議案 越谷市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則制定について	原案可決
	・第 1 4 号議案 越谷市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規則制定について	原案可決
	・第 1 5 号議案 越谷市教育委員会教育長職務代理の指定に関する規則を廃止する規則制定について	原案可決
	・第 1 6 号議案 越谷市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則制定について	原案可決
	・第 1 7 号議案 越谷市教育センター規則の一部を改正する規則制定について	原案可決
	・第 1 8 号議案 越谷市立学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則制定について	原案可決
	・第 1 9 号議案 越谷市科学技術体験センター処務規程の一部を改正する規則制定について	原案可決
	・第 2 0 号議案 越谷市立図書館処務規程の一部を改正する規則制定について	原案可決

・第21号議案 越谷市立小中学校使用教科用図書の採択に関する要綱の一部を 改正する告示制定について	原案可決
・第22号議案 越谷市学校給食運営委員会規則の一部を改正する規則制定につ いて	原案可決
・第23号議案 越谷市いじめ問題対策連絡協議会運営規則制定について	原案可決
・第24号議案 越谷市いじめ防止対策委員会運営規則制定について	原案可決
・第25号議案 越谷市教育委員会事務局職員の人事について	秘密会
・第26号議案 越谷市障害児就学支援委員会委員の委嘱について	原案可決
・第27号議案 越谷市立小中学校結核対策検討委員会委員の委嘱について	原案可決
・第28号議案 越谷市市史専門委員の委嘱について	原案可決
協議事項	
・第2期越谷市教育振興基本計画策定基本方針（案）について	
その他	
・平成27年3月定例市議会について	
・平成26年度越谷市小中学校教職員の分限休職処分の状況について	

◎開会の宣告

住田委員長 それでは、これより3月の定例会教育委員会会議を開会いたします。

本定例会に関し、2名の方から傍聴許可願が提出されておりますが、教育長報告の教育長専決第5号、第6号、第7号及び第8号並びに第25号議案については、人事案件であることから秘密会とし、先に審議したいと思っております。これにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

住田委員長 ご異議ないようですので、そのように進めさせていただきます。

(午前10時00分)

◎第6号議案 平成27年度越谷市教育行政重点施策の決定について

住田委員長 ここで、傍聴される4名の方の入室を許可いたします。

それでは、続きまして、第6号議案「平成27年度越谷市教育行政重点施策の決定について」を議題といたします。

教育長のご説明をお願いいたします。

吉田教育長 教育総務部長。

横川教育総務部長 それでは、第6号議案につきましてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、会議要項の15ページをご覧ください。

第6号議案 平成27年度越谷市教育行政重点施策の決定について。

平成27年度越谷市教育行政重点施策を別冊のとおり決定するものとする。

平成27年3月26日提出、越谷市教育委員会教育長。

次に、提案理由でございますが、越谷市教育振興基本計画に基づき、教育施策の着実な推進を図るべく、当該年度に重点的に取り組む施策を定めるため、提案するものでございます。

大変恐れ入りますが、お手元の別冊4の「平成27年度越谷市教育行政重点施策について」をご覧ください。

平成27年度版教育行政重点施策の作成に際しましては、前回の2月定例会におきまして、記載内容等についてご協議をいただいたところでございます。その後、担当課所において再度確認・調整を行い、お手元に配付させていただきましたとおり、教育行政重点施策の最終案を取りまとめました。私から、前回からの変更点についてご説明をさせていただいた後にご審議をいただきたいと存じます。

それでは、前回からの変更点でございますが、別冊4の19ページをご覧ください。19ページの施策、「学校給食の充実と食育の推進」、こちらをご覧ください。

ご案内のとおり、教育行政重点施策は、教育行政方針と整合性をはかり作成をしております。委員の皆様にご協議・ご審議いただき、教育長が3月定例市議会初日に表明をいたしました平成27年度教育行政方針におきましては、学校給食用物資の購入を取り巻く状況の変化に対応し、献立内容と食育の充実をはかるため、学校給食費を改定させていただく旨の説明を入れておりましたが、この箇所に対応する重点施策の記載がございませんでした。そこで、19ページの上段にございます「重点的な取り組み17 栄養管理の充実」の中に、新たに「安全・安心な学校給食の提供」という重点事業を追加し、この中で給食費の改定理由を明記することといたしました。

また、この重点事業の追加に伴う変更でございますが、37ページの「教育行政重点施策の位置付け」をご覧ください。こちらの表の下段の左側でございます「D：越谷市教育行政重点施策」の重点事業の数を前回の会議においては、全体で「58の重点事業」と申し上げましたが、今回「59の重点事業」に修正をさせていただいております。また、その右側でございます学校教育分野の「基本目標1」の重点事業数を「34」から「35」に修正をさせていただいております。

次に、40ページの「指標一覧」をご覧ください。この中で、右から2列目でございます「平成26年度末現況見込み」でございますが、前回は1月時点における見込数値を記載しておりましたが、今回は、すでに本年度の事業が完了したものについては確定した数値に、また、年度末まで事業が続くものについては、現段階で想定される見込数値に修正をさせていただいております。

この他に、本編中の文章表現や句読点の修正、事業に関連した写真を変更させていただきましたが、記載内容にかかわります大きな修正はございませんでした。

前回からの変更点につきましては、以上でございます。

なお、今後のスケジュールにつきましては、本日の会議において議決をいただきましたら、印刷・製本をし、平成27年4月10日の小中学校長会におきまして、重点施策説明会を開催させていただきます。その後、4月中に市内の教育機関等へ配付し、周知を図ってまいります。

以上をもちまして、平成27年度越谷市教育行政重点施策の決定についての説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

住田委員長 これより本案に対しまして質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等ございますでしょうか。

〔「なし」と答える者あり〕

住田委員長 これより第6号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

住田委員長 ご異議ないものと認めまして、本案は原案どおり可決いたしました。

-
- ◎第 7号議案 越谷市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則制定について
- 第 8号議案 越谷市教育委員会会議規則の一部を改正する規則制定について
- 第 9号議案 越谷市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則制定について
- 第10号議案 越谷市教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則制定について
- 第11号議案 越谷市教育委員会公印規程の一部を改正する規則制定について
- 第12号議案 越谷市教育委員会の権限に属する事務の専決に関する規程の一部を改正する規則制定について
- 第13号議案 越谷市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則制定について
- 第14号議案 越谷市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規則制定について
- 第15号議案 越谷市教育委員会教育長職務代理の指定に関する規則を廃止する規則制定について
- 第16号議案 越谷市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則制定について
- 第17号議案 越谷市教育センター規則の一部を改正する規則制定について
- 第18号議案 越谷市立学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則制定について
- 第19号議案 越谷市科学技術体験センター処務規程の一部を改正する規則制定について
- 第20号議案 越谷市立図書館処務規程の一部を改正する規則制定について
- 第21号議案 越谷市立小中学校使用教科用図書の採択に関する要綱の一部を改正する告示制定について

住田委員長 続きまして、第7号議案から第21号議案につきましては、法律の改正などに伴う教育委員会規則等の改正等に係る議案でございますので、一括してご説明を受けたいと思います。その後各議案に対する質疑、討論を行うことといたしたいと思います。

教育長のご説明をお願いいたします。

吉田教育長 教育総務課長。

山梨教育総務課長 それでは、ご説明させていただきます。

第7号議案から第21号議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行されること並びに、事務局組織及び事務局職員の職名を変更することなどに伴う教育委員会規則等の改正にかかわる議案でございます。これらは、相互に関連がございます

ので、一括してご説明申し上げた後、それぞれ議案ごとにご審議いただきたいと存じますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、会議要項の17ページをお開きください。

第7号議案 越谷市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則制定について。

越谷市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

平成27年3月26日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行う必要があるため、提案するものでございます。

次に、改正の内容でございますが、別添の資料「新旧対照表」の1ページをお開きください。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が平成27年4月1日から施行されることに伴い、第1条中の同法に係る引用規定について、「第14条第2項」を「第15条第2項」に、また第2条第2項中「委員長」を「教育長」にそれぞれ改めるものです。

会議要項の19ページ中段をご覧ください。この規則は、平成27年4月1日から施行いたしますが、経過措置として、改正法の附則第2条第1項の規定により、なお従前の例により在職するものとされている現在の教育長の在職期間中は、改正前の規定に読みかえる旨の規定を附則に設けるものでございます。

続きまして、会議要項の21ページをお開きください。

第8号議案 越谷市教育委員会会議規則の一部を改正する規則制定について。

越谷市教育委員会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

平成27年3月26日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行う必要があるため、提案するものです。

次に、改正の内容ですが、「新旧対照表」の3ページをご覧ください。改正後の法律では、現在の委員長の職は廃止され、その職務を兼ねる新教育長が設置されます。したがって、「委員長の選挙」について規定している第1条を削るとともに、第2条の「委員長職務代理者の選任に係る規定」を「新教育長の職務代理者の選任方法に係る規定」に改めるものでございます。

また、教育委員会会議の招集等は、新教育長が行うことになるため、改正前の第4条以下の条文中、「委員長」とあるものにつきましては、全て「教育長」に改めるものでございます。

5ページの中段やや下をご覧ください。改正後の法律では、「議事録」の作成・公表について新たに規定されたことから、現在使用している「会議録」という名称を、法律に合わせまして「議事録」に改めるとともに、6ページ中段になります。改正後の第21条に、「教育長は、会議の終了後、遅滞なく議事録を作成するとともに、これを公表することとする」という条文を加えるも

のでございます。

その他、教育委員会事務局職員の会議への出席について、新たに規定を設けるものでございます。

会議要項の24ページの中段やや下をご覧ください。この規則は、平成27年4月1日から施行いたしますが、経過措置として、現在の教育長の在職期間中は「委員長」を「教育長」に改める規定の適用については、「教育長」を「委員長」と読み替えるなどの規定を、また委員長の選挙等について規定する改正前の第1条については、なおその効力を有する旨の規定を、それぞれ附則に設けるものでございます。

続きまして、会議要項の27ページをお開きください。

第9号議案 越谷市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則制定について。

越谷市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

平成27年3月26日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されること等に伴い、所要の改正を行う必要があるため、提案するものです。

次に、改正の内容ですが、「新旧対照表」の7ページをご覧ください。まず、全体に係る事項として、会議規則と同様に「委員長」を「教育長」に改めるものです。

また、条ごとにわかりやすく「見出し」を付すこととしました。第2条では、「傍聴席に入ることができない者」について、会議の妨害となるような器物の携帯についての具体的な規定をするほか、次のページになりますが、第4条では写真等の撮影や録音の禁止について明確にするため、新たに規定を設けるなどの改正を行うものです。

会議要項の30ページをご覧ください。この規則は、平成27年4月1日から施行いたしますが、経過措置として、現在の教育長の在職期間中は、改正後の条文中、「教育長」を「委員長」と読みかえる旨の規定を附則に設けるものです。

続きまして、会議要項の31ページをお開きください。

第10号議案 越谷市教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則制定について。

越谷市教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

平成27年3月26日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されること等に伴い、所要の改正を行う必要があるため、提案するものでございます。

次に、改正の内容でございますが、「新旧対照表」の11ページをご参照ください。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行されることに伴い、第1条中の同法に係る引用規定につきまして、「第18条第2項」を「第17条第2項」に改めるものです。

第2条では、教育委員会事務局の「(組織)」について定めておりますが、第1項について、教育委員会事務局、各課の業務がより柔軟に運用できるよう、組織制の見直しを行い、係・担当といった組織区分を廃止するための改正を行うほか、第2項において、中核市移行にあわせて、教育センターを課相当の組織とするための改正を行うものでございます。

12ページ下段になりますが、第3条では、「(事務分掌)」について定めておりますが、係・担当の廃止に伴い、より適正な解釈及び柔軟な運用が可能となるよう、事務分掌を改めるものでございます。

22ページをご覧ください。第4条では「(職の設置)」について定めておりますが、今回の職制の変更に合わせて、規定を改正したものです。具体的には、第1項に「事務局に部長及び課長を置く、ただし教育委員会が必要と認めるときは、次に掲げる職を置くことができる。」として、同項各号に(1)主任指導主事、(2)指導主事、(3)社会教育主事を規定するものでございます。その他の職については、同条第2項において規定するものでございます。

また、第5条「(職務権限)」におきましては、前条第1項に掲げた各職の職務内容について規定するほか、次のページになりますが、改正後の同条6項において、「この規程に定めるもののほか、必要な事項に関しては市長の補助機関の職員の例による」とする旨の規定を設けました。

会議要項の38ページをご覧ください。この規則は、平成27年4月1日から施行いたしますが、経過措置として、現在の教育長の在職期間中は、改正後の第1条中、「第17条第2項」を「第18条第2項」と読みかえる旨の規定を附則に設けます。

続きまして、会議要項の39ページをお開きください。

第11号議案 越谷市教育委員会公印規程の一部を改正する規則制定について。

越谷市教育委員会公印規程の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

平成27年3月26日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行う必要があるため、提案するものでございます。

次に、改正の内容でございますが、「新旧対照表」の25ページをご覧ください。改正後の法律では、現在の委員長という職は廃止され、またそれに伴い委員長職務代理者も廃止されることから、「越谷市教育委員会委員長の印」及び「越谷市教育委員会委員長職務代理者の印」にかかる規定を削るための改正を行うものでございます。

会議要項の41ページをご覧ください。中段やや下になりますが、この規則は、平成27年4月1日から施行いたしますが、経過措置として、現在の教育長の在職期間中は、改正前の越谷市教育委員会公印規程の規定は、なおその効力を有する旨の規定を附則に設けます。

続きまして、会議要項の43ページをお開きください。

第12号議案 越谷市教育委員会の権限に属する事務の専決に関する規程の一部を改正する規則制定について。

越谷市教育委員会の権限に属する事務の専決に関する規程の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

平成27年3月26日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、教育委員会事務局職員の職制を変更することに伴い、所要の改正を行う必要があるため、提案するものでございます。

次に、改正の内容でございますが、「新旧対照表」の29ページをご覧ください。職名等の変更に伴い、第2条第5号中「主幹」を「調整幹」に、「及び図書館長」を「、図書館長及び教育センター所長」に、また、第7条第2項のただし書き中及び、次のページになりますが、第9条中「主管係長」を「主幹」に改めるものです。

この規則は、平成27年4月1日から施行いたします。

続きまして、会議要項の47ページをお開きください。

第13号議案 越谷市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則制定について。

越谷市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

平成27年3月26日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行う必要があるため、提案するものでございます。

次に、改正の内容でございますが、「新旧対照表」の31ページをご覧ください。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行されることに伴い、第1条中の同法にかかる引用規定について、「第26条第1項」を「第25条第1項」に、第2条第1項第5号中の同法に係る引用規定について、「第27条」を「第26条」にそれぞれ改めるものでございます。

次のページになりますが、第3条では、「(補則)」として、教育長に委任された事務の取り扱いについて規定されておりますが、改正後の法律の第25条第3項において、教育長は委任された事務又は臨時に代理した事務について、管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない旨、新たに規定されましたので、改正後の第3条第2項に「教育長は、必要に応じて、第2条第1項の規定により委任された事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。」という規定を加えるものでございます。

会議要項の49ページをご覧ください。中段になりますが、この規則は、平成27年4月1日から施行いたしますが、経過措置として、現在の教育長の在職期間中は、改正後の第1条及び第2条

の規定は、改正前の規定に読みかえるとともに、改正後の第3条第2項の規定は、適用しない旨の規定を附則に設けるものでございます。

続きまして、会議要項の51ページをお開きください。

第14号議案 越谷市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規則制定について。

越谷市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

平成27年3月26日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されること等に伴い、所要の改正を行う必要があるため、提案するものでございます。

次に、改正の内容でございますが、「新旧対照表」の33ページをご覧ください。第13号議案でご提案しております「越谷市教育委員会教育長に対する事務委任規則」の改正に伴い、第1条中の同規則に係る引用規定について、「第3条第2項」を「第3条第3項」に改めるものでございます。

また、職制の変更などに伴い、第2条第7号中「主幹」を「調整幹」に、「及び図書館長」を「、図書館長及び教育センター所長」に。次のページになりますが、第6条第3項ただし書き中「主管係長」を「主幹」に改めるものでございます。

また、改正後の第9条として、「(主管部長による専決の特例)」に関する規定を新たに設けるものです。現在は、改正前の地教行法第20条第2項の規定に基づき、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、事務局の職員にその職務を代理させることとされておりますが、新しい法律では教育長は教育委員会の代表者となることから、その職務を代理する者は、委員の中からあらかじめ指名することとされました。教育長の職務を代理することとなる委員は非常勤であることから、通常教育長が行っている事務決裁を行うことが現実的には難しいこと、また、各課の事務執行に遅滞が生じないように、その事務を所管する部長が専決することができる旨の規定を加えるものでございます。

その他、職制の変更などに伴い、所要の改正を行うものです。

会議要項の53ページをご覧ください。下段になりますが、この規則は、平成27年4月1日から施行いたしますが、経過措置として、現在の教育長の任期満了等に伴い、新制度におけるいわゆる「新教育長」が任命されるまでの間は、改正後の第9条の規定は適用しない旨の規定を附則に設けるものでございます。

続きまして、会議要項の55ページをお開きください。

第15号議案 越谷市教育委員会教育長職務代理の指定に関する規則を廃止する規則制定について。

越谷市教育委員会教育長職務代理の指定に関する規則を廃止する規則を別紙のとおり制定するものとする。

平成27年3月26日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されることに伴い、規則を廃止する必要があるため、提案するものでございます。

現在は、改正前の法律第20条第2項の規定に基づき、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、事務局の職員にその職務を代理させることとされておりますが、改正後の法律では教育長は教育委員会の代表者となることから、その職務を代理する者は、委員の中からあらかじめ指名することとされました。したがって、現在、教育長の職務を代理する者として、教育総務部長、学校教育部長及び教育総務課長を指定している本規則を廃止するものでございます。

会議要項の57ページをご覧ください。この規則は、平成27年4月1日から施行いたしますが、経過措置として、現在の教育長の在職期間中は、廃止前の本規則は、なおその効力を有する旨の規定を附則に設けるものでございます。

続きまして、会議要項の59ページをお開きください。

第16号議案 越谷市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則制定について。

越谷市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

平成27年3月26日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、教育委員会事務局職員の職制を変更すること等に伴い、所要の改正を行う必要があるため、提案するものでございます。

次に、改正の内容でございますが、「新旧対照表」の37ページをご覧ください。第1条において、「越谷市教育委員会職員定数条例」にかかる引用規定がございますが、昨年の12月定例市議会におきまして、中核市移行に伴う業務増加等に対応すべく、職員定数を見直すため、「越谷市職員定数条例」を改正することと併せて、「越谷市教育委員会職員定数条例」を廃止し、「越谷市職員定数条例」に一本化いたしました。このことから、第1条中「越谷市教育委員会職員定数条例」を「越谷市職員定数条例」に改めるものでございます。

また、第3条及び、次のページになりますが、第4条の「職名に関する表」について、平成27年4月から、教育委員会事務局の係・担当制を廃止することに伴い、「副主幹」や「係長」など一部の職名を、その職務に応じたものとするものでございます。具体的には、現在の主幹を調整幹に改めるほか、副課長と副主幹を副課長に一本化するなど、所要の改正を行うものでございます。

この規則は、平成27年4月1日から施行いたします。

続きまして、会議要項の63ページをお開きください。

第17号議案 越谷市教育センター規則の一部を改正する規則制定について。

越谷市教育センター規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

平成27年3月26日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、組織改正等に伴い、所要の改正を行う必要があるため、提案するものでございます。

次に、改正の内容でございますが、「新旧対照表」の39ページをご覧ください。平成27年4月からの中核市への移行に伴い、埼玉県から県費負担教職員の研修事務が移譲されます。これに併せて、現在は指導課が所管する施設という位置づけである教育センターを、指導課から独立した課相当の組織といたします。

そのため、改正後の第4条において、事務分掌を整理するとともに、40ページ中段になりますが、改正後の第5条において職員及び職務内容、41ページ中段になりますが、改正後の第6条において所長の専決事項について、それぞれ所要の改正を行うものでございます。

また、43ページ中段やや下になりますが、中核市移行に伴い、これまで県から派遣されていたスクールソーシャルワーカーを、市独自で採用することとなるため、改正後の第7条において、スクールソーシャルワーカーに関して必要な事項を規定するものでございます。

この規則は、平成27年4月1日から施行いたします。

続きまして、会議要項の69ページをお開きください。

第18号議案 越谷市立学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則制定について。
越谷市立学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

平成27年3月26日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、教育委員会事務局職員の職制を変更すること等に伴い、所要の改正を行う必要があるため、提案するものでございます。

次に、改正の内容ですが、「新旧対照表」の45ページをご覧ください。第2条において、事務局職員の職制の変更に合わせて「主査」を「主幹」に改めるほか、第4条において、事務分掌を整理するものでございます。

この規則は、平成27年4月1日から施行いたします。

続きまして、会議要項の73ページをお開きください。

第19号議案 越谷市科学技術体験センター処務規程の一部を改正する規則制定について。
越谷市科学技術体験センター処務規程の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

平成27年3月26日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、教育委員会事務局の組織制及び職制の見直しにあわせて、越谷市科学技術体験センターの事務分掌等について所要の改正を行う必要があるため、提案するものでご

ざいます。

次に、改正の内容ですが、「新旧対照表」の47ページをご覧ください。第2条において、事務分掌を整理するとともに、次のページになりますが、第4条第5項において科学教育指導員の行う業務を整理するものでございます。

この規則は、平成27年4月1日から施行いたします。

続きまして、会議要項の77ページをお開きください。

第20号議案 越谷市立図書館処務規程の一部を改正する規則制定について。

越谷市立図書館処務規程の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

平成27年3月26日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、教育委員会事務局職員の職制を変更すること等に伴い、所要の改正を行う必要があるため、提案するものでございます。

次に、改正の内容でございますが、「新旧対照表」の49ページをご覧ください。組織制の変更に伴い係・担当が廃止されるため、改正前の第1条「(係の設置)」に関する規定が不要となりますが、本規程の趣旨を明確にするため、改正後の第1条につきましては、「(趣旨)」を定める規定とするものでございます。

また、第2条については、図書館の事務分掌を整理するものでございます。

さらに、50ページ下段になりますが、第3条については、職制の変更に伴い所要の改正を行うものです。

次のページになりますが、「(職務)」を定める第4条については、各職員の職務に応じた内容の規定を改めるものです。

第5条については、他の規則の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

この規則は、平成27年4月1日から施行いたします。

続きまして、会議要項の81ページをお開きください。

第21号議案 越谷市立小中学校使用教科用図書の採択に関する要綱の一部を改正する告示制定について。

越谷市立小中学校使用教科用図書の採択に関する要綱の一部を改正する告示を別紙のとおり制定するものとする。

平成27年3月26日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行う必要があるため、提案するものでございます。

次に、改正の内容でございますが、「新旧対照表」の53ページをご覧ください。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行されることに伴い、第3条中の同法

に係る引用規定について、「第23条」を「第21条」に改めるものでございます。

この告示は、平成27年4月1日から施行いたします。

第7号議案から第21号議案にかかる説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

住田委員長 それでは、これより各議案に対する質疑、討論を行います。

初めに、第7号議案「越谷市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則制定について」、ご質問、またはご意見ございますでしょうか。

〔「なし」と答える者あり〕

住田委員長 では、第7号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することに、ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

住田委員長 ご異議ないものと認めまして、本案は原案どおり可決いたしました。

次に、第8号議案「越谷市教育委員会会議規則の一部を改正する規則制定について」でございますが、ご質問またはご意見ございますでしょうか。

〔「なし」と答える者あり〕

住田委員長 これより第8号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することに、ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

住田委員長 ご異議ないものと認めまして、本案は原案どおり可決いたしました。

次に、第9号議案「越谷市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則制定について」、ご質問またはご意見等はございますでしょうか。

進藤委員。

進藤委員 傍聴人人数の制限、第8条の関連についてですが、傍聴人が多数希望者がいらっしゃる際にはその員数を制限することができるとありますけれども、制限するようなときにはどのような方法、例えば先着順であるとか抽せんであるとか、何か考えていることがあるのでしょうか。あるいは過去に何か先例があったのでしょうか。

吉田教育長 教育総務課長。

山梨教育総務課長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

傍聴人の人数につきましては、通常、教育委員会議につきましては、事前に告示をしておりますので、内容によって問い合わせ等が多くある場合につきましては、それを想定して席の確保をさせていただきますが、もし想定した以上に傍聴希望者が来てしまっただけで入れないような状態になった場合につきましては、委員長や委員さんにご相談をさせていただいた中で、先着順という方

法等で調整させていただきたいと考えております。

進藤委員 ありがとうございます。

住田委員長 他にはよろしいですか。

〔発言する者なし〕

住田委員長 これより第9号議案を採決いたします。

本案は、原案どおり決することに、ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

住田委員長 ご異議ないものと認めまして、本案は原案どおり可決いたしました。

次に、第10号議案「越谷市教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則制定について」、ご質問またはご意見等ございますでしょうか。

〔「なし」と答える者あり〕

住田委員長 それでは、これより第10号議案を採決いたします。

本案は、原案どおり決することに、ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

住田委員長 ご異議ないものと認めまして、本案は原案どおり可決いたしました。

次に、第11号議案「越谷市教育委員会公印規程の一部を改正する規則制定について」、ご質問またはご意見等ございますでしょうか。

〔「なし」と答える者あり〕

住田委員長 これより第11号議案を採決いたします。

本案は、原案どおり決することに、ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

住田委員長 ご異議ないものと認めまして、本案は原案どおり可決いたしました。

続きまして、第12号議案「越谷市教育委員会の権限に属する事務の専決に関する規程の一部を改正する規則制定について」、ご質問またはご意見等ございますでしょうか。

〔「なし」と答える者あり〕

住田委員長 これより第12号議案を採決いたします。

本案は、原案どおり決することに、ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

住田委員長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

次に、第13号議案「越谷市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則制定について」、ご質問またはご意見等ございますでしょうか。

進藤委員。

進藤委員 補則の第3条の第2項なのですが、教育長は必要に応じて報告しなければならないという報告義務が定められておりますけれども、この必要に応じてというのは、具体的にどういう場面を想定しておりますでしょうか。

吉田教育長 教育総務課長。

山梨教育総務課長 ただいまの質問にお答えさせていただきます。

教育委員会から教育長に委任された事務の執行状況等の、教育長の報告につきましては、国の考え方といたしましては、教育委員さんによるチェック機能を発揮できるように定めたものです。越谷市におきましては、ご案内のとおり、教育委員会会議におきまして、報告が必要な案件と判断したものににつきましては、現状も報告事項として説明をさせていただいておりますので、今後につきましても、今までと変わらず必要と考える案件につきましては、随時、報告をさせていただきたいと考えております。

住田委員長 他にございませんか。

進藤委員。

進藤委員 これは、要は今後いわゆる新教育長の権限が大きくなって、それで教育委員そのものがチェック機能を果たすというふうな役割分担をするような形になることに対応した条文ということなので、この必要に応じてというのは、例えば各委員のほうで、これに対して報告していただくとか、要望をしたことについてもお応えいただけるということにはなりますよね。あくまで必要性というのは、教育長の判断ではなくてこちらの判断にも配慮いただけるということによろしいでしょうか。

住田委員長 吉田教育長。

吉田教育長 説明の中で、我々が必要だと思うことにとありましたけれども、それは教育委員会にとって、教育委員さんにとって必要であり、重要であるという事項については、必ず報告するということですので、今おっしゃったような案件については、報告するということによろしいでしょうか。

進藤委員 ありがとうございます。

住田委員長 教育総務課長。

山梨教育総務課長 済みません、私の説明が不十分でございました。我々がというよりは、当然教育委員会会議につきましては、教育委員さんの皆さんのご意見でやっておりますので、教育委員さんのご要望があったときに対しましても、当然ご報告をさせていただきます。補足させていただきますので、ご理解いただきたいと思います。

進藤委員 ありがとうございます。

住田委員長 他にございませんでしょうか。

〔「なし」と答える者あり〕

住田委員長 これより第13号議案を採決いたします。

本案は、原案どおり決することに、ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

住田委員長 ご異議ないものと認めまして、本案は原案どおり可決いたしました。

次に、第14号議案「越谷市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規則制定について」、ご質問またはご意見等ございますでしょうか。

〔「なし」と答える者あり〕

住田委員長 これより第14号議案を採決いたします。

本案は、原案どおり決することに、ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

住田委員長 ご異議ないものと認めまして、本案は原案どおり可決いたしました。

次に、第15号議案「越谷市教育委員会教育長職務代理の指定に関する規則を廃止する規則制定について」、ご質問またはご意見等ございますでしょうか。

〔「なし」と答える者あり〕

住田委員長 これより第15号議案を採決いたします。

本案は、原案どおり決することに、ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

住田委員長 ご異議ないものと認めまして、本案は原案どおり可決いたしました。

次に、第16号議案「越谷市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則制定について」、ご質問またはご意見等ございますでしょうか。

〔「なし」と答える者あり〕

住田委員長 それでは、第16号議案を採決いたします。

本案は、原案どおり決することに、ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

住田委員長 ご異議ないものと認めまして、本案は原案どおり可決いたしました。

次に、第17号議案「越谷市教育センター規則の一部を改正する規則制定について」、ご質問またはご意見等ございますでしょうか。

〔「なし」と答える者あり〕

住田委員長 これより第17号議案を採決いたします。

本案は、原案どおり決することに、ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

住田委員長 ご異議ないものと認めまして、本案は原案どおり可決いたしました。

次に、第18号議案「越谷市立学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則制定について」、ご質問またはご意見等ございますでしょうか。

〔「なし」と答える者あり〕

住田委員長 それでは、第18号議案を採決いたします。

本案は、原案どおり決することに、ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

住田委員長 ご異議ないものと認めまして、本案は原案どおり可決いたしました。

次に、第19号議案「越谷市科学技術体験センター処務規程の一部を改正する規則制定について」、ご質問またはご意見等ございますでしょうか。

〔「なし」と答える者あり〕

住田委員長 それでは、第19号議案を採決いたします。

本案は、原案どおり決することに、ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

住田委員長 ご異議ないものと認めまして、本案は原案どおり可決いたしました。

次に、第20号議案「越谷市立図書館処務規程の一部を改正する規則制定について」、ご質問またはご意見ございますでしょうか。

〔「なし」と答える者あり〕

住田委員長 それでは、第20号議案を採決いたします。

本案は、原案どおり決することに、ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

住田委員長 ご異議ないものと認めまして、本案は原案どおり可決いたしました。

次に、第21号議案「越谷市立小中学校使用教科用図書の採択に関する要綱の一部を改正する告示制定について」、ご質問またはご意見等ございますでしょうか。

〔「なし」と答える者あり〕

住田委員長 これより第21号議案を採決いたします。

本案は、原案どおり決することに、ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

住田委員長 ご異議ないものと認めまして、本案は原案どおり可決いたしました。

◎第22号議案 越谷市学校給食運営委員会規則の一部を改正する規則制定について

住田委員長 続きまして、第22号議案「越谷市学校給食運営委員会規則の一部を改正する規則制定

について」、を議題といたします。

教育長のご説明をお願いいたします。

吉田教育長 給食課長。

川村給食課長 それでは、第22号議案につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、会議要項の85ページをお開きください。

第22号議案 越谷市学校給食運営委員会規則の一部を改正する規則制定について。

越谷市学校給食運営委員会規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

平成27年3月26日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、学校給食の適正な運営を図るため、所要の改正を行う必要があるもので、提案するものでございます。

次に、改正の内容でございますが、「新旧対照表」の55ページ、一番最後の前のページをご覧をいただきたいと思っております。上段の第2条に「(所管事項)」を追加いたします。学校給食運営委員会は、越谷市立学校給食センター設置条例第5条により、学校給食の適正な運営を図るため設置するとされておりますが、より審議事項を明確化するための規定を追加するものでございます。

同ページ一番下段になりますが、改正前の第5条第2項中「給食主任」を「学校食育主任」に改め、同条を第6条といたしますが、これは、小中学校の校務分掌が変更されたことによるものでございます。

また、56ページ下段の附則に、委員の「(任期の特例)」に関する項目を追加いたします。現在の委員の任期開始時期は10月になっておりますが、この時期では、新年度が始まって6カ月が経過しており、審議事項等の内容により、時期を逸することがあることなどから、より審議内容を充実させるため、一度限りの特例として、第3条で2年と定めている委員の任期について、平成27年10月1日以降最初に委嘱する委員の任期を平成29年6月30日までの1年9カ月とすることで、その後の任期開始時期を7月からとするものでございます。

この附則は、平成27年4月1日から施行いたします。

第22号議案に係る説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

住田委員長 これより本案に対し質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等ございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

住田委員長 これより第22号議案を採決いたします。

本案は、原案どおり決することに、ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

住田委員長 ご異議ないものと認めまして、本案は原案どおり可決いたしました。

先ほどから大分審議時間が長くなっておるものですから、ここで10分ほど休憩をとりたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「はい」と答える者あり〕

住田委員長 それでは、3時からよろしいですか。

〔「はい」と答える者あり〕

◎休憩の宣言

住田委員長 では、しばらく休憩をしていただきたいと思います。

休憩 午後 2時47分

再開 午後 3時00分

◎開議の宣告

住田委員長 それでは、会議を再開させていただきます。

◎第23号議案 越谷市いじめ問題対策連絡協議会運営規則制定について

第24号議案 越谷市いじめ防止対策委員会運営規則制定について

住田委員長 続きまして、第23号議案及び第24号議案につきましては、新たに設置するいじめの防止対策等のための組織に係るものでありまして、相互に関係があるために一括してご説明を受けたいと思います。その後に各議案に対する質疑、討論を行うことといたしたいと思います。

教育長のご説明をお願いいたします。

吉田教育長 指導課長。

五十畑指導課長 それでは、第23号議案及び第24号議案につきましては、越谷市いじめ防止基本方針及び関係条例に基づいて新たに設置するいじめの防止等のための組織に係るものでございます。これらは相互に関連があることから、一括してご説明申し上げた後、議案ごとにそれぞれご審議いただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

恐れ入りますが、会議要項の89ページをお開きください。

第23号議案 越谷市いじめ問題対策連絡協議会運営規則制定について。

越谷市いじめ問題対策連絡協議会運営規則を別紙のとおり制定するものとする。

平成27年3月26日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、越谷市いじめ問題対策連絡協議会条例第9条の規定に基づき、越谷市いじめ問題対策連絡協議会の運営の詳細について、所要の事項を定める必要があるため、提案

するものでございます。

次に、規則の内容ですが、会議要項の91ページをお開きください。主な内容を申し上げますと、第1条において規則の趣旨を定め、第2条及び第3条において、会議の開催及び会議録の作成について定めております。また、会議の傍聴に関する規定につきましては、本規則第4条に基づき教育長が別に定める予定でございます。

続きまして、第24号議案についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、会議要項の93ページをお開きください。

第24号議案 越谷市いじめ防止対策委員会運営規則制定について。

越谷市いじめ防止対策委員会運営規則を別紙のとおり制定するものとする。

平成27年3月26日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、越谷市いじめ防止対策委員会条例第10条の規定に基づき、越谷市いじめ防止対策委員会の運営の詳細について、所要の事項を定める必要があるため、提案するものでございます。

次に、規則の内容ですが、会議要項の95ページをお開きください。主な内容を申し上げますと、第1条において規則の趣旨を定め、第2条及び第3条において会議の開催、会議の傍聴に関する規定及び会議録の作成について定めております。

また、第4条において、報告書の作成について定めております。これは、本委員会がいじめ防止対策推進法第28条第1項に定める「重大事態」に係る調査審議を行う場合、越谷市いじめ防止対策委員会条例第7条第6項において会議を非公開とする旨を定めていることから、会議の透明性を確保するため、「重大事態」に係る調査審議を終えたときに報告書の作成と提出を特に義務づけるものでございます。

なお、越谷市いじめ問題対策連絡協議会運営規則及び越谷市いじめ防止対策委員会運営規則、ともに平成27年4月1日から施行してまいります。

以上をもちまして、越谷市いじめ問題対策連絡協議会運営規則及び越谷市いじめ防止対策委員会運営規則制定についての説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

住田委員長 これより各議案に対する質疑、討論を行います。

初めに、第23号議案「越谷市いじめ問題対策連絡協議会運営規則制定について」、ご質問またはご意見等ございますでしょうか。

[発言する者なし]

住田委員長 それでは、第23号議案を採決いたします。

本案は、原案どおり決することに、ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

住田委員長 ご異議ないものと認めまして、本案は原案どおり可決いたしました。

次に、第24号議案「越谷市いじめ防止対策委員会運営規則制定について」、ご質問またはご意見
ございますでしょうか。

[発言する者なし]

住田委員長 それでは、これより第24号議案を採決いたします。

本案は、原案どおり決することに、ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

住田委員長 ご異議ないものと認めまして、本案は原案どおり可決いたしました。

◎第26号議案 越谷市障害児就学支援委員会委員の委嘱について

住田委員長 次に、第26号議案「越谷市障害児就学支援委員会委員の委嘱について」、を議題といた
します。

教育長のご説明をお願いします。

吉田教育長 教育センター所長。

大西教育センター所長 それでは、会議要項の99ページをお開きいただきたいと存じます。

第26号議案 越谷市障害児就学支援委員会委員の委嘱について。

越谷市障害児就学支援委員会委員を別紙のとおり委嘱するものとする。

平成27年3月26日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、越谷市障害児就学支援委員会委員が、平成27年3月31日をもって任
期満了となるので、その後任委員を委嘱する必要があるため、提案するものでございます。

では、恐れ入りますが、101ページをお開きください。委員名簿として、選出区分、氏名、選出
母体・役職等、性別、任期の順に掲載しております。

それでは、順次読み上げさせていただきます。なお、敬称は省略させていただきます。また、
任期は、委員全員平成29年3月31日まででございます。

越谷市障害児就学支援委員会委員。

1号委員、今野義孝、文教大学・教授、男、再任。

2号委員、桃木俊郎、桃木診療所・院長、男、再任。

2号委員、井上令一、順天堂精神医学研究所所長・所長、男、再任。

3号委員、片平秀徳、越谷市小学校長会・南越谷小学校長、男、新任。

3号委員、土谷昌秋、越谷市中学校教頭会・栄進中学校教頭、男、再任。

3号委員、小谷浩巳、埼玉県立越谷特別支援学校・主幹教諭、男、再任。

3号委員、浜田正子、埼玉県立草加かがやき特別支援学校・教諭、女、再任。

3号委員、高山絵里、埼玉県立越谷西特別支援学校・教諭、女、再任。

3号委員、久保田一、越谷市立大袋北小学校・教諭、男、再任。

3号委員、小林恵子、越谷市立南中学校・教諭、女、再任。

3号委員、岡村真佐美、越谷市立東中学校・教諭、女、再任。

3号委員、岡本美令、越谷市立大袋小学校・教諭、女、再任。

3号委員、飛田明子、越谷市立大沢小学校・教諭、女、再任。

5号委員、岡田由美子、越谷市役所・子育て支援課副主幹、女、再任。

越谷市障害児就学支援委員会委員につきましては、越谷市障害児就学支援委員会条例に基づき、委員15名以内で組織し、教育委員会が委嘱するものでございます。

なお、これまで4号委員、児童福祉施設の職員につきましては、埼玉県越谷児童相談所から委員をご推薦いただいておりますが、現状、児童相談所からのご推薦が得られない状況となったために、4号委員の人選を、現在進めているところでございます。このことにより、4号委員は不在となりますが、人選ができ次第、追加で委嘱に係るご提案をさせていただきたく存じます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

住田委員長 これより本案に対しまして質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等ございますでしょうか。

櫻田委員。

櫻田委員長職務代理者 任期が3月31日までということですが、学校の先生方が多い委員会というのを、先生方が3月で異動になることがとても多くて、中途半端な任期ではないかなと思ったのですけれども、先ほど給食の運営委員会で特例で6月までという任期となっていました。例えば、3号委員の片平、南越谷小学校長は西方小となっておりますが、この場合は、西方小に異動ということになっていましたが、この場合は片平さんがもう一回この委員ということになるのか、それとも南越谷小学校の新しい校長先生になるのかということと、あと教諭の場合も役職なのでしょうか、それともどちらでしょうか。

住田委員長 教育センター所長。

大西教育センター所長 ただ今のご質問にお答えします。

3号委員の中に特別支援学校の教諭がおられますが、こちらの委員さんに関しましては、その学校のコーディネーターや職員ということで委嘱しております関係で、その先生が異動したときは、その学校に後任委員のご推薦をお願いする形になります。ただし、そのほかの教諭、あるいは校長先生に関しましては、人をお願いしておりますので、学校が異動した場合もその先生でお願いするものでございます。

以上でございます。

櫻田委員長職務代理者 わかりました。

住田委員長 他にはございますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と答える者あり〕

住田委員長 それでは、本案に対しましての採決をいたします。

第26号議案に原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

住田委員長 ご異議ないものと認めまして、本案は原案どおり可決いたしました。

◎第27号議案 越谷市立小中学校結核対策検討委員会委員の委嘱について

住田委員長 次に、第27号議案「越谷市立小中学校結核対策検討委員会委員の委嘱について」、を議題といたします。

教育長のご説明をお願いいたします。

吉田教育長 学務課長。

上野学務課長 それでは、会議要項の103ページをお開きいただきたいと思います。

第27号議案 越谷市立小中学校結核対策検討委員会委員の委嘱について。

越谷市立小中学校結核対策検討委員会委員を次のとおり委嘱するものとする。

越谷市立小中学校結核対策検討委員会委員。

選出区分、氏名、選出母体・役職等、性別の順にご説明させていただきます。なお、敬称は省略させていただきます。また、任期は、委員全員平成29年3月31日まででございます。

1号委員、岡野昌彦、越谷市医師会・理事、男、再任。

1号委員、原直、越谷市医師会・副会長、男、再任。

2号委員、周東寛、越谷市医師会、男、再任。

2号委員、小泉昭、越谷市医師会、男、再任。

平成27年3月26日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、越谷市立小中学校結核対策検討委員会委員が、平成27年3月31日をもって任期満了となるので、その後任委員を委嘱する必要があるため、提案するものでございます。

越谷市立小中学校結核対策検討委員会委員の委嘱につきましては、越谷市立小中学校結核対策検討委員会条例に基づき教育委員会が委嘱するものでございます。

また、委員の委嘱選出区分の1号委員につきましては、学校医、2号委員につきましては、結核に関し専門的知識を有する医師でございます。

なお、当委員会の委員定数は5人以内となっており、3号委員としてもう一名「越谷市を所管

する保健所長」を委嘱する予定でございますが、越谷市立保健所の開設が平成27年4月1日であるため、3号委員の委嘱につきましては、4月1日の越谷市保健所長着任の後に教育長専決による委嘱をさせていただき、平成27年4月の定例教育委員会議においてご報告させていただく予定でございます。

以上をもちまして、越谷市立小中学校結核対策検討委員会委員の委嘱についての説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

住田委員長 これより本案に対し質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等ございますでしょうか。

〔「なし」と答える者あり〕

住田委員長 これより第27号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

住田委員長 ご異議ないものと認めまして、本案は原案どおり可決いたしました。

◎第28号議案 越谷市市史専門委員の委嘱について

住田委員長 次に、第28号議案「越谷市市史専門委員の委嘱について」を議題といたします。

教育長のご説明をお願いいたします。

吉田教育長 生涯学習課長。

斉藤生涯学習課長 それでは、第28号議案についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、会議要項の105ページをお開きいただきたいと思います。

第28号議案 越谷市市史専門委員の委嘱について。

越谷市市史専門委員を次のとおり委嘱するものとする。

越谷市市史専門委員、氏名、性別、任期の順に読み上げさせていただきます。なお、敬称は省略させていただきます。

鬼塚千花、女、平成27年4月1日から平成30年3月31日まで、新任。

安井陽子、女、平成27年4月1日から平成30年3月31日まで、新任。

平成27年3月26日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、本市の郷土史の調査並びに歴史史料の収集、保存及び活用等を図り、もって文化の向上に資するため、越谷市市史専門委員を増員する必要があるものでございます。

本市生涯学習課の市史専門委員につきましては、現在、郷土史の調査並びに歴史史料の収集、保存及び活用等の職務に1名が従事しているところでございますが、このたび新たに2名を委嘱

し、旧東方村中村家住宅の昔を感じる展示室におきまして、大道遺跡の発掘調査により出土した埋蔵文化財の整理等の職務に従事いただきたいと思いますと考えております。

埋蔵文化財の整理等につきましては、現在のところ、臨時職員3名が土器の洗浄や注記など比較的簡易な作業を行っております。こうした中で、平成27年度は、大道遺跡の発掘調査におけるこれまでの調査成果を中間報告書として取りまとめる予定でございます。また、平成28年度以降は、これまでの発掘調査や今後の発掘調査における出土品の整理や新たな報告書の発刊に向けた準備など、専門性や継続性が求められますことから、平成27年4月1日以降は、現在の臨時職員のみ3名体制ではなく、埋蔵文化財に専門的識見を有し、出土品の接合や実測などができる市史専門委員2名と臨時職員1名の計3名体制で埋蔵文化財の整理等を行ってまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

住田委員長 これより本案に対しまして質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等ございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

住田委員長 それでは、これより第28号議案を採決いたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

住田委員長 ご異議ないものと認めまして、本案は原案どおり可決いたしました。

◎第2期越谷市教育振興基本計画策定基本方針（案）について

住田委員長 それでは、続きまして協議事項に入ります。

「第2期越谷市教育振興基本計画策定基本方針（案）について」、教育長のご説明をお願いいたします。

吉田教育長 教育総務課長。

山梨教育総務課長 それでは、協議事項「第2期越谷市教育振興基本計画策定基本方針（案）について」ご説明申し上げます。

それでは、恐れ入りますが、お手元に配付してございます別冊5「第2期越谷市教育振興基本計画策定基本方針（案）」をご覧ください。この「基本方針（案）」は、平成28年度からスタートする予定の「第2期越谷市教育振興基本計画」を策定するにあたり、計画の趣旨や位置づけ、策定に当たる組織等の案をまとめたものでございます。

初めに、表紙3枚をめくっていただき、資料の2ページをご覧ください。「1 計画策定の趣旨」でございます。教育には、自立した人間を育てるという使命と、社会の形成者たる国民を育成す

る使命とがあり、これが普遍的な目的でございます。また、社会の変化の中で、一人一人が生涯にわたり学び続けることができるような、生涯学習社会の実現が求められております。越谷市では平成23年3月に策定した「越谷市教育振興基本計画」に基づき教育の振興に取り組み、これまで成果をあげてまいりましたが、その間、社会の状況も変化し、国や県におきましても第2期教育振興基本計画を策定しております。これらの背景を踏まえまして、また、現在の計画の進捗管理において見出した課題等に対応するため、第2期越谷市教育振興基本計画を策定し、本市教育の基本目標と取り組むべき施策の体系を明示するものでございます。

次に、資料の3ページをご覧ください。「2 計画策定に向けての理念・位置づけ及び期間」でございます。本市では、最上位計画である第4次越谷市総合振興計画において、教育に関する施策については、「いきいきとだれもが学べる心豊かなまちづくり」を目標として、その方策を示しております。教育委員会では、教育分野における最上位計画として越谷市教育振興基本計画を策定し、本市教育の目指すべき姿として「生涯学習社会の実現をめざして」を基本理念に掲げ、教育の振興に努めておるところでございます。

平成23年3月に策定した越谷市教育振興基本計画は、10年先を見据えた上で、その前期5年間に取り組む施策について体系化しているため、これを第1期計画と位置づけ、これに続く平成28年度から平成32年度までの後期5年間の計画期間とする「第2期越谷市教育振興基本計画」を策定するものでございます。

続きまして、4ページ及び5ページをご覧ください。ただいまご説明いたしました越谷市教育振興基本計画と他の計画等との関係性や計画期間について、より分かりやすいよう図や表を使って表したものでございます。

初めに、4ページ上段の図でございますが、これは「第4次越谷市総合振興計画」を最上位計画とし、「越谷市教育振興基本計画」をその部門別計画と位置づけ、さらに基本計画に基づき「教育行政方針」や「教育行政重点施策」などを毎年度作成している、という相関関係を図にあらわしたものでございます。なお、図の左右にございますとおり、国及び県の教育振興基本計画を参酌して作成することもあらわしております。

5ページには、各主要計画の計画期間を表した一覧表でございますが、上段にございます「第2期越谷市教育振興基本計画」は、平成28年度から平成32年度までを計画期間とし、次の表の中段にございます「第4次越谷市総合振興計画」の後期基本計画と計画期間を同じとしております。一番下の表になりますが、国の第2期計画は平成25年度から、県の第2期計画は平成26年度からスタートしておるところでございます。

4ページにお戻りいただき、下段の表でございますが、こちらは「第4次越谷市総合振興計画」と「越谷市教育振興基本計画」の関係をPDCAサイクルに当てはめて表した表となっております。

す。上が市、下が教育委員会となっております、PLANにおいては、「第4次越谷市総合振興計画」のうち大綱6の部分と「越谷市教育基本計画」の整合を図り、DOでは、3カ年の実施計画を踏まえて単年度の「教育行政重点施策」などを作成し、その後のCHECK、ACTIONにおいても、それぞれの視点を持ちつつ、整合を図りながら進捗管理を行っていくことを表しております。

次に、6ページをご覧ください。「3 計画策定の基本方針」でございます。ここでは、計画策定に際しての基本方針について、全部で6項目を挙げておりますが、中でも重要な(1)から(3)の3点についてご説明申し上げます。

まず、(1)として、先ほどご説明いたしましたとおり、「国・県の教育振興基本計画を参酌し、第4次越谷市総合振興計画と整合が図られた計画とすること。」といたします。

次に、(2)といたしまして、「自治基本条例の趣旨を踏まえ市民の意見を取り入れた計画とすること。」です。パブリックコメントの実施や各種審議会等の意見聴取、市民の意識調査の活用など、市民の声を十分に取り入れた計画といたします。

次に、(3)といたしまして、「実効性のある計画とすること。」でございます。ニーズに対応した重点施策を毎年度設定し、各取り組みの点検評価等を行う中で見出した課題などを、次の取り組みに生かしていくという適正な進捗管理を引き続き行うことで、実効性のある計画といたします。

次に、8ページをお開きください。「4 計画策定の組織と役割」でございます。計画策定の組織を図で表したもので、次の9ページでは、それぞれの組織の役割について記述をしております。

(1)の「市長」は、教育委員会で決定した計画最終案について意思決定いたします。

(2)の「教育委員会」は、策定基本方針(案)、素案及び最終案について審議・決定いたします。

(3)の「策定委員会」は、関係各部長で構成され、施策の方向性等について総合調整を図り、教育委員会審議会等に提示する計画案等を決定いたします。

(4)の「検討部会」につきましては、主に関係各課所長で構成され、計画策定に関する調査・研究、素案及び最終案の検討等を行います。

なお、参考資料として、資料14ページから17ページに「策定委員会」及び「検討部会」の設置要綱を掲載しておりますので、後ほどご参照くださいますようお願いいたします。

次に、10ページをご覧ください。「5 教育に関する意見の聴取方法」でございます。先ほどもご説明申し上げましたとおり、さまざまな方法により幅広く市民から意見を聴取した上で計画策定を行うよう努めてまいります。

次に、11ページでございますが、「6 計画策定の手順及びスケジュール」でございます。今後

のスケジュールにつきましては、本日の協議結果を踏まえ、再度事務局内で調整を行った後、4月17日開催予定の市の政策会議に付議したいと考えております。政策会議の後に市長決裁をとり、4月下旬から5月上旬に策定委員会と検討部会の合同による第1回目の会議の開催を予定しております。

第2期の計画策定に向けましては、大きく3段階の手順がございます。第1段階といたしましては、平成27年5月から7月末までに「計画骨子・施策の体系等について」決定を行います。

次に、第2段階としまして、平成27年8月から9月末までに「計画素案について」の決定を行い、10月にはパブリックコメントを実施し、市民からの意見の公募とその意見の計画への反映を行います。

最後に、第3段階としまして、平成27年12月から28年1月末までに「計画最終案について」決定を行います。それぞれの段階におきまして意思決定の手順としては、検討部会で検討した案について策定委員会へ、策定委員会で検討した案について各種審議会等からご意見をいただき、それを反映した案を教育委員会において協議・決定を行うという流れとなります。

計画の最終案につきましては、1月上旬の総合教育会議において市長と教育委員会でご協議いただいた上で、平成28年1月の定例教育委員会会議で審議を行い、最終的には2月に市長決裁をいただき、計画の決定となります。その後、平成28年3月定例市議会へ報告し、平成28年4月から第2期計画をスタートすることとなります。

次に、12ページでございますが、「7 計画書の構成イメージ」でございます。第1期の計画を踏まえた第2期の計画とするため、第1期計画と同様、3編構成となっており、第1編では総論、第2編では各論、第3編でまとめという構成でございます。このうち第2編は、3章構成となっておりまして、第1章が施策の体系、第2章が施策の展開として、学校教育、生涯学習、生涯スポーツの基本目標ごとに、施策及び主な取り組み内容とその説明となっております。第3章が市民団体等との連携による教育に関する取り組みでございます。

以上、第2期越谷市教育振興基本計画策定基本方針（案）についての説明とさせていただきます。ご協議のほどよろしくお願いいたします。

住田委員長 これより協議に入ります。

ご意見等ございますでしょうか。

堀川委員。

堀川委員 すみません、こちらの後期の策定にあたっては、本当に市民の皆様のご意見を頂戴したいと思うのですが、前の計画をつくる時に、子どもたちによるパネルディスカッションとかシンポジウムが行われておりましたけれども、そちらの計画としては、今後考えられるのでしょうか。

住田委員長 教育総務課長。

山梨教育総務課長 第1期につきましては、委員さんがおっしゃられたとおり、子どもたちによるパネルディスカッション等を行っております。第2期におきましても、子どもパネルディスカッションかどうかは未定ですが、計画の中に、子どもたちのいろいろな意見も反映して、盛り込みたいと考えておりますことから、意識調査等の活用についての記載をしております。今後、パネルディスカッション等を含めていろいろ検討する中で、何か考えて来年度実行したいと考えておりますので、その折にはまたご報告させていただきたいと思っております。

堀川委員 ありがとうございます。

住田委員長 他にはいかがでしょうか。

櫻田代理。

櫻田委員長職務代理者 堀川さんと同じく、やはり皆様のご意見を取り入れるのが私も大事だと思いますが、パブリックコメントの実施が10月から1ヶ月間となっておりますが、市民の意見を公募するというのですが、その他に関係団体、PTAとか審議会からの意見は10月ということではなく、それ以前からということですか。日程的にはどのようになりますでしょうか。

住田委員長 教育総務課長。

山梨教育総務課長 各団体の意見ということで、当然お伺いするわけですが、審議会につきましては、先ほどご説明いたしました、3段階に分けてご意見をお伺いしたいと考えております。他の団体につきましては審議会等におきましても、各団体からの代表者が数多く委員として出席しておりますので、その審議会の中で各団体のご意見についても、お伺いしていきたいと考えております。なおかつ、審議会等以外につきましても各種団体がございますので、そういう団体にも投げかけをして、パブリックコメントとは別に意見聴取をしたいと考えております。

櫻田委員長職務代理者 ありがとうございます。

住田委員長 他にはいかがでしょうか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

住田委員長 他になければ、ただいま出ました意見等を踏まえて進めていただきたいと思います。

◎その他

住田委員長 続きまして、その他の報告事項に入りたいと思います。

「平成27年3月定例会市議会について」、教育長のご説明をお願いします。

吉田教育長 学校教育部長。

野口学校教育部長 それでは、3月定例会市議会の概要につきまして、ご報告させていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の107ページ及び108ページをご覧くださいと存じます。

まず、会期日程でございますが、2月23日から3月17日までの23日間にわたりまして、3月定例市議会が開催されたところでございます。

続きまして、109ページをご覧ください。教育委員会に関する議案につきましては、「越谷市いじめ問題対策連絡協議会条例制定について」、「越谷市いじめ防止対策委員会条例制定について」、「平成26年度越谷市一般会計補正予算（第5号）について」及び「平成27年度越谷市一般会計予算について」の4件が上程され、それぞれ原案のとおり可決されたところでございます。

次に、教育委員会関係の代表質問でございますが、会期日程にありますように、2月26日、27日及び3月2日の3日間にわたりまして市政に対する代表質問がございました。

教育委員会関連の質問につきましては、会議要綱の109ページ及び110ページのとおり、5人の議員からそれぞれの立場でご質問がございました。

また、平成27年度当初予算に関する議案につきましては、委員10名からなる予算特別委員会が設置され、3月3日から6日及び9日の5日間にわたり審査が行われ、可決されたところでございます。

教育費に関わる平成26年度補正予算につきましても、3月10日に開かれました教育・環境経済常任委員会におきまして、可決されたところでございます。質問内容等につきましては、大変恐縮でございますが、会議要項をご参照いただき、ご了承賜りたいと存じます。

ご報告は以上でございます。

住田委員長 ただいまの事務局の説明に対しまして、ご質問またはご意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と答える者あり〕

住田委員長 ないようですので、続きまして、「平成26年度越谷市立小中学校教職員の分限休職処分の状況について」、教育長のご説明をお願いします。

吉田教育長 学務課長。

上野学務課長 それでは、恐れ入りますが、会議要項111ページをお開きください。

平成26年度越谷市立小中学校教職員の分限休職処分の状況につきまして、ご報告申し上げます。

平成26年度に休職処分となった人数ですが、小学校9名、中学校4名、合計13名でございます。この中には、平成26年4月1日以前から引き続き休職処分となった者5名が含まれています。

なお、精神疾患による休職者ですが、小学校3名、中学校3名、合計6名で、全体の46%を占めておりますが、精神疾患6名は、昨年より1名減少しております。年代別に見ると、30代がやや多い傾向です。6名の男女比は、男2名、女4名で、女性が多くなっています。また、病名ですが、精神疾患ではうつ病等3名、恐怖症性不安障害1名、自律神経失調症1名、神経症1名です。一般疾病は、頸椎症神経根症、肩の部分の腫瘍、脳内腫瘍、急性リンパ性白血病、乳がん、

子宮頸がん、切迫流産が各1名となっております。

報告は以上でございます。

住田委員長 ただいまの事務局のご説明に対しまして、ご質問またはご意見ございますでしょうか。

堀川委員。

堀川委員 今ご説明がありました精神疾患の中の恐怖性何とかという病名をもう一度お願いできますでしょうか。

吉田教育長 学務課長。

上野学務課長 恐怖症性不安障害でございます。

吉田教育長 具体的な症状とかも説明してください。

上野学務課長 強迫観念にかられて、いろいろなことに対して不安を覚えると、そういうような症状の病気でありまして、その原因が例えば仕事にある場合もあるでしょうし、家庭生活、その他一般にある場合もありますけれども、例えば対人恐怖症のようなものもそういうもの一つに入ってくると思うのですけれども、医師の診断によりましてそういうようなことに何かいろんなものに対して怖くなってしまふ、不安を覚えてしまふというような症状でこういうような病名になっております。先ほどお伝えしました病名は、私どもお伝えするときに医師の診断書のとおりという形で行っておりますので、例えばうつ状態というような形で診断書が出るときもございませし、うつ病と出る場合もありますし、診断書に基づきましていろいろな手続をとらせていただいているところでございます。

堀川委員 済みません、ありがとうございました。

住田委員長 他にどなたか、よろしいですか。

[発言する者なし]

住田委員長 ないようですので、この件については以上といたします。

他に何かございますでしょうか。

[発言する者なし]

住田委員長 なければ、以上といたします。

最後に、次回の教育委員会会議の日時でございますが、4月23日木曜日午後3時から教育委員会室で開催したいと存じますが、いかがでございましょうか。

[「はい」と答える者あり]

住田委員長 それでは、そのようにいたしますので、よろしく願いいたします。

◎閉会の宣告

住田委員長 それでは、これをもちまして、3月定例教育委員会会議を閉会といたします。

(午後 3時43分)

この会議のてん末記載に相違ないことを証するため、署名する。

委員長 住田 俊

委員 櫻田 玲子

委員 堀川 眉子

委員 進藤 秀子

委員 吉田 茂
(教育長)

書記 教育総務課副主幹 渋谷 博之